

A D R の魅力

～ 裁判外紛争解決手続きのメリットについて考える ～

令和3年3月22日 弁護士 中込 一洋
(東京弁護士会所属)

ADRの特色

▶ ADRのメリット

訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律1条）

▶ 直接交渉との違い（中立・公正性）

当事者間に対話ができないと、交渉は不成立

▶ 訴訟との違い（簡易・廉価・迅速性）

判決への意識 法の実現（正義）→強制的な完結

解決案の選択肢

▶ 1 請求認容の判決と類似

損害賠償請求権があると判断したときに、支払うべき金額とその理由等を説明すること

▶ 2 裁判官による和解勧告と類似

損害賠償請求権があるか否かを判断できない（判決予想として複数の可能性があり、その優劣を断定できない）ときに、諸事情を総合して柔軟な解決案を示すこと

▶ 3 請求棄却の判決と類似

損害賠償請求権がないと判断したときに、その理由等を説明すること

交通事故の損害賠償は

- ▶ 交通事故ADRの実務
斡旋案提示書（A4用紙2～3枚程度のもの）の提供
必ず、同じ書面を双方当事者に送付
- ▶ 規範普及性
確定した法規範が存在するとき
- ▶ 規範乗越え性
より紛争実態に合った解決を図ること

専門性

- ▶ 当該分野の知識

法的知識と交渉技術に加えて、
電気通信事業について一定の知識を有することを前提

- ▶ 解決事例の集積

A D Rにおける解決実績 → 「法規範」を示しやすくなる可能性

- ▶ 専門研究の公表

理論（法規範の解釈等の一般論）と実務（個別事案の解決）の整合性